

平成二十三年五月三十一日受領
答弁第一九二号

内閣衆質一七七第一九二号

平成二十三年五月三十一日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員による北方領土訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員による北方領土訪問に関する質問に対する答弁書

一及び七について

外務省、在大韓民国日本国大使館及び在ロシア連邦日本国大使館は、平成二十三年五月十九日に、報道等を通じて、姜昌一議員ほか数名の大韓民国の国会議員が北方領土を訪問する可能性があることを知った。

二について

姜昌一議員ほか二名の大韓民国の国会議員が、平成二十三年五月二十四日に、視察のためユジノサハリンスクから国後島を訪問したものと承知している。

三及び四について

外務省として、お尋ねのような事実は把握していない。

五について

政府としては、お尋ねの「訪問計画」は、我が国の立場に照らし遺憾である。お尋ねの「日韓関係全般及び竹島をめぐる日韓の交渉、日口による北方領土交渉、そして我が国の国益にどのような影響を及ぼすか」については、今後の交渉に関する事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。

六及び八について

お尋ねの「訪問計画」については、情報入手後、この問題に関する我が国の立場を、我が国政府から大韓民国政府及び大韓民国国会関係者等に対して申し入れており、平成二十三年五月二十日の日韓外相会談においても松本剛明外務大臣から金星煥外交通商部長官に対して強く申し入れた。ロシア連邦政府に対しては抗議は行っていない。

九について

御指摘の会談において、お尋ねの「訪問計画」は取り上げられなかった。

十及び十一について

外務省として、現時点において、お尋ねのような計画は把握していない。